

徳島大学学生表彰要項

平成26年3月17日
学生委員会決定

(目的)

第1条 この要項は、徳島大学学則第51条第2項の規定に基づき、徳島大学(以下「本学」という。)における学生の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する学生又は学生団体について行うものとする。

- (1) 優秀な学業成績又は研究成果を修めたと認められる者
- (2) 課外活動において特に顕著な成績を挙げ、本学の課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において高い評価を受け、本学の名誉を著しく高めたと認められる者
- (4) その他前3号と同等又はそれ以上の表彰に価する功績等があったと認められる者

(被表彰者の決定)

第3条 被表彰者の決定は、学部長、研究科長、教育部長又は学生団体の助言指導教員の推薦に基づき、学生委員会の議を経て学長が行う。

(表彰対象の期間)

第4条 1月1日から12月31日とする。

(募集の時期)

第5条 1月とする。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、被表彰者の決定後速やかに行うものとする。

- 2 第2条の基準と同等又はそれ以上の表彰に価する顕著な功績等があったと認められる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、その都度、学生委員会の議を経て学長が行うことができる。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成11年9月13日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成14年11月18日から改正し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成17年3月14日から改正し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成26年3月17日から改正し、平成26年4月1日から適用する。